

上島町告示第 66 号

上島町普通財産の先着順による売却処分公告

公有財産の売払いについて、次のとおり先着順の随意契約を行うので、上島町普通財産処分等事務取扱要綱（令和3年3月19日訓令第3号）第11条の規定に基づき公告する。

令和 7年 10月 1日

上島町長 上村 俊之



1. 売払物件

番号	所在地	地目	台帳面積	最低売却価格
1	上島町弓削佐島 987 番地	雑種地	366.00 m ²	730,000 円
2	上島町弓削佐島 992 番地	雑種地	151.00 m ²	300,000 円
3	上島町弓削太田 182 番地 1	宅地	285.35 m ²	1,000,000 円
4	上島町生名 4790 番地 上島町生名 4791 番地 上島町生名 4792 番地	雑種地 宅地 宅地	32.00 m ² 49.41 m ² 163.38 m ²	1,200,000 円

5	上島町生名 4793 番地 上島町生名 4794 番地	宅地 宅地	88.14 m ² 91.83 m ²	1,000,000 円
6	上島町生名 4795 番地 上島町生名 4796 番地	宅地 宅地	89.76 m ² 87.98 m ²	1,000,000 円
7	上島町生名 4798 番地 上島町生名 4799 番地 1 上島町生名 4800 番地	宅地 宅地 宅地	126.76 m ² 81.14 m ² 105.22 m ²	1,600,000 円
8	上島町生名 4802 番地 1 上島町生名 4803 番地	宅地 宅地	82.87 m ² 88.54 m ²	900,000 円

留意事項

※物件の引渡しは現状有姿のままで行い登記地籍での引渡しとなります。

物件の敷地内外の土壌、工作物（電柱、フェンス、資材、埋設物等）供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣地地権者との協議その他物件の現況に関する事項について調整等が生じた場合は、土地引渡し後にすべて買受人において行ってください。

※売払い物件に隠れた瑕疵があっても、町は担保責任を負いません。

※番号 4 から 8 については、2 筆及び 3 筆で 1 ヶ所としてお申込みください。

※詳しくは弓削総合支所総務課内にある閲覧図書又は上島町ホームページをご覧ください。

2. 参加資格

個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、普通財産の処分について買受けの申込みをすることができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 町税を滞納している者

(5) その他町長が不相当と認めた者

3. 現場説明会

実施なし

4. 申込受付期間及び受付場所

(1)令和 7 年 10 月 1 日 (水) から令和 8 年 1 月 30 日 (金)

(2)受付場所 上島町役場 弓削総合支所 2 階 総務課

5. 購入申込方法

購入希望者は、受付期間中に普通財産譲渡（譲与）申請書及び必要な書類等を総務課施設管理係（弓削総合支所 2 階）まで提出してください。

※申込書類は、弓削総合支所総務課及び各支所町民生活課で受け取るか又は上島町ホームページからダウンロードしてください。

6. 必要書類

利用計画書、誓約書、印鑑証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）、住民票、納税証明書（町税等の滞納がないことの証明）

7. 売払方法

予定価格（最低売払価格）で、先着順に購入申込みをされた方に、随意契約による売払いをします。

8. 購入者の決定方法

上島町 総務課 施設管理係へ提出された「普通財産譲渡（譲与）申請書及び必要な添付書類等に不備がなく受理された日時により判断します。

同日同時刻に提出された場合は、抽選により先着者を決定します。

※書類提出後に、適当と認めた時は、普通財産譲渡（譲与）決定通知書を申込者に交付いたします。

9. 問い合わせ先

上島町役場 総務課 施設管理係 TEL : 0897 - 77 - 2500